

福山市中央斎場再整備 PPP/PFI 導入可能性調査業務について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2026年（令和8年）6月4日

福山市長 枝 広 直 幹

1 業務の概要

(1) 業務名

福山市中央斎場再整備 PPP/PFI 導入可能性調査業務

(2) 業務場所

本業務における履行場所は、次のとおりとする。

ア 福山市市民局市民部市民生活課（福山市東桜町 3 番 5 号）

イ 受注者の所在地

ウ 福山市が指定する場所

(3) 業務内容

福山市中央斎場再整備 PPP/PFI 導入可能性調査業務委託仕様書（案）（以下「仕様書」という。）による。

(4) 業務履行期間

契約締結日から 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日まで

2 委託費

委託費の上限は、12,430,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

ただし、この金額は、本プロポーザル実施に係る企画提案書を作成する上での設定金額であり、契約を約束するものではない。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

(4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

(5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2

号から第4号まで及び第6号の規定に該当しない者であること。

- (7) 2018年度（平成30年度）以後に、PPP/PFI手法による公共施設整備事業に係る事業手法検討業務（PPP/PFI導入可能性調査）及び事業者選定支援業務（アドバイザー業務）を各1件ずつ完了した実績を有すること。

4 評価基準・評価項目

福山市中央斎場再整備PPP/PFI導入可能性調査業務に関するプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

5 受注候補者の特定

福山市中央斎場再整備PPP/PFI導入可能性調査業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価が最も高い者を、市長が本業務の受注候補者として特定する。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の高い者を次点とする。

6 参加申込みの手続等

(1) 担当部局

福山市市民局市民部市民生活課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎1階）

電話：084-928-1069（直通）

FAX：084-928-2846

メールアドレス：shimin-seikatsu@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公告	2026年(令和8年)6月4日(木)
実施要領等の配付期間	2026年(令和8年)6月4日(木)から同年6月22日(月)まで
質問書受付期間	2026年(令和8年)6月4日(木)から同年6月17日(水)午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2026年(令和8年)6月19日(金) 本市ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	2026年(令和8年)6月4日(木)から同年6月22日(月)午後5時まで
企画提案書の提出者の選定通知	2026年(令和8年)6月24日(水)
企画提案書の受付期間	2026年(令和8年)6月24日(水)から同年7月7日(火)午後5時まで
プレゼンテーション（ヒアリング）の実施	2026年(令和8年)7月10日(金)（予定）
企画提案書の選定通知	2026年(令和8年)7月14日(火)（予定）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2026年（令和8年）6月4日（木）から同年6月22日（月）まで

イ 配布場所

(1)と同じ。本市ホームページからもダウンロード可

(4) 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみ又はない場合の取扱い

ア 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行い、参加資格を有する場合は、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

イ 参加申込書又は企画提案書の提出者がない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

(5) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、見積書の金額の低い者を受注候補者に決定する。見積金額が同額の場合は、地方自治法施行令第167条の9に準じ、くじにより受注候補者を決定する。

7 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、受注候補者が提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

(3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合

(4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合

(5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合

(6) その他市の指示に違反する場合

9 その他

詳細は、実施要領に定めるところによる。